

日精診研究助成事業（田中健記念研究助成後継事業）
実践活動奨励賞部門 規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本精神神経科診療所協会（以下「本協会」という）定款第4条に基づき助成する事業について定める。

第2条（対象事業）

地域精神科医療の発展に寄与すると思われる個人又は団体による地域もしくは診療所等で実践してきた活動実績であり、今後日精診会員、非会員を問わず、広く臨床場面や地域活動において利用可能な支援ツール、治療プログラム、各種マニュアル、冊子、広報活動等を対象とする。また、利用に際して特段の許可・料金等の制限、制約は発生しないこと。

第3条（選考方法）

選考は、次の各号に掲げる基準に適合するものを中心に、本協会選考委員会が選考を行う。

- (1) 当該事業が営利を目的としないものであること。
- (2) 現在までに地域もしくは診療所等で実践してきた活動実績であり、今後日精診会員、非会員を問わず、広く臨床場面や地域活動において利用可能な支援ツール、治療プログラム、各種マニュアル、冊子、広報活動等を対象とする。なお、利用に際して特段の許可・料金等の制限、制約は発生しないことが条件である。

第4条（表彰）

受賞者には賞状ならびに賞金20万円を授与する。

第5条（募集及び応募方法）

候補者募集は、本協会理事会の議を経て、日精診会誌『ジャーナル』等の広報により行なう。応募者は、所定の申請書と業績、参考資料等を本協会に提出する。

第6条（決定及び通知）

選考委員会は、選考の経過ならびに結果について理事会に付議する。理事会承認後、すみやかにその決定の内容を応募者に通知する。

第7条（申請の辞退）

応募者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る決定内容等に不服があるときは、定める期日までに申請の辞退届を提出することができる。

申請の辞退があったときは、当該申請に係る表彰の決定はなかったものとみなす。

第8条（報告）

受賞者は、原則として事業の総説を本協会学術研究会および日精診誌にて報告しなければならない。尚、報告の記述形式としては他の標準的学術雑誌への投稿や学会発表が可能な水準であることが望ましい。

第9条（決定の取消し）

受賞者が次の各号に掲げる条件に該当する場合は、表彰の決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書等の提出資料に不正の事実があった場合
- (2) その他この規程に違反したと認められる場合

第10条（様式）

この規程に定める様式は、別添のとおりとする。

第11条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の議決を得て行うことができる。

付則 本規程は令和3年7月11日より施行する。